

行田羽生資源環境組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

令和4年4月1日

条例第22号

改正 令和5年2月1日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員で、別表第1に掲げるものの報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(報酬の始期)

第3条 報酬は、新たに特別職の職員となったときは、その日から日割計算により支給する。ただし、報酬が日額の者は、勤務日数に応じて支給する。

(報酬の終期)

第4条 特別職の職員が退職若しくは死亡又は地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく解職請求の成立による解職若しくは資格喪失により失職したときは、その日まで日割計算により報酬を支給する。

(報酬の支給)

第5条 報酬の支給については、次の各号による。

- (1) 日額のもの、その月分を末日までに支給する。
- (2) 年額のもの、2分し、10月及び翌年3月に支給する。

(費用弁償)

第6条 特別職の職員が出張のため旅行したときは、別表第2に定めるもののほか、行田市職員等の旅費に関する条例（昭和45年行田市条例第38号）第2条第1項に定める市長等に支給する額と同額を費用弁償として、一般職の職員の旅費支給の例により支給する。

2 構成市外に住所を有する特別職の職員が会議等に出席するため公共交通機関を利用したときは、費用弁償として、最も経済的かつ合理的な経路及び方法による移動に要する経費を支給する。

(支給条項の準用)

第7条 この条例に定める報酬及び費用弁償であつて、この条例に定めない事項については、一般職の職員の例により支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第1条、第2条関係）

	職名		区分	報酬額（円）
1	管理者		年額	55,000
2	副管理者		年額	50,000
3	監査委員	議会の議員の中から選 任された委員	年額	12,000
		識見を有する者の中か ら選任された委員	年額	24,000
4	公平委員会	委員長	日額	7,000
		委員	日額	6,000
5	新ごみ処理施設整 備運営事業者選定 委員会	委員長	日額	12,000
		委員	日額	10,000
6	前各項に掲げる職 以外の非常勤の特 別職	委員長又は 会長	日額	6,000
		その他の者	日額	5,000

別表第2（第6条関係）

車賃（1キロメ ートルにつき）	日当（1日につ き）	宿泊料（1夜 につき）	食卓料（1夜に つき）
50円	2,900円	14,000円	2,900円